

法第二十九条第一項 ただし書	法第十九条第三項	法第二十条第一項	法第二十条第二項	法第二十一条	法第二十二条第一項、第二項及び第三項	法第二十四条第三項第一号	法第二十四条第三項第二号	法第二十六条の三	法第二十七条
特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に	特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関	特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関	一類感染症	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症
特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関を除く。以下同じ。に	特定感染症指定医療機関（結核感染症指定医療機関を除く。以下同じ。）に	感染症指定医療機関	感染症指定医療機関	感染症指定医療機関	感染症指定医療機関	感染症指定医療機関	感染症指定医療機関	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症
事項を守ることに同意しないものに限る。第二十四条第五項、第二十七条、第三十五条第一項及び第六十三条第一項を除き、以下同じ。に	事項を守ることに同意しないものに限る。第二十四条第五項、第二十七条、第三十五条第一項及び第六十三条第一項を除き、以下同じ。に	感染症指定医療機関	感染症指定医療機関	感染症指定医療機関	感染症指定医療機関	感染症指定医療機関	感染症指定医療機関	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症

法第二十八条	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第二十九条	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十条	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十一条第一項	一類感染症、二類感染症又は三類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十二条及び第三十三条	一類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十五条第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者が	新型コロナウイルス感染症の患者が
法第三十五条第四項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者が	新型コロナウイルス感染症の患者
法第三十七条第一項	一類感染症若しくは「とあるのは、「若しくは」こと読み替えるものとする。この場合において、第一項中「三類感染症、四類感染症若しくは」とあるのは、「若しくは」こと読み替えるものとする。	新型コロナウイルス感染症の患者
法第三十七条第三項	若しくは第二十条（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。）又は第四十六条	新型コロナウイルス感染症の患者
法第三十八条第一項	若しくは第二十二条（新感染症の所見がある者を含む。以下この条において同じ。）	新型コロナウイルス感染症の患者
法第三十八条第四項	新感染症の患者及び新感染症の所見がある者	新型コロナウイルス感染症の患者
法第三十八条第五項	新感染症の所見がある者並びに一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症の患者
法第三十八条第六項	一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症の患者
法第三十九条第一項	二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症の患者
法第四十条第一項	前二条	第三十七条
法第四十一条第一項	、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関又は第三十七条の二第一項の規定により	第六項
法第四十二条第一項	患者（新感染症の所見がある者を除く。）	第三十七条
法第四十二条第一項	令で定める医療による	第三十七条第一項
法第四十二条第一項	若しくは第二十条（これらの規定を第二十六条において同じ。）	第三十七条第一項
法第四十二条第一項	若しくは第三十七条の二第一項又は第三十七条の二第一項に規定する場合を含む。以下この項において同じ。）	第三十七条第一項
法第四十二条第一項	医療又は第三十七条の二第一項に規定する厚生労働省	第三十七条第一項
法第四十二条第一項	若しくは第四十六条の規定により感染症指定医療機関	第三十七条第一項

合第九条第一号 令第二十七条第一項 (事務の区分)	一類感染症 並びに 第九号まで及び第十四号	当該一類感染症 第九号まで
		新型コロナウイルス感染症 及び 第九号まで

第四条 前条において準用する法第十二条（第四項及び第五項を除く。）、第十五条（第二項、第五項及び第六項を除き、第三項については第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）、第十六条の三（第二項、第四項及び第十一項を除く。）、第十七条、第十八条第一項、第三項及び第四項、第十九条第一項、第三項及び第五項、第二十条第一項から第五項まで、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十五条第四項、第二十六条の三（第二項及び第四項を除く。）、第二十六条の四（第二項及び第四項を除く。）、第三十二条、第三十三条、第三十八条第五項及び第九項（第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）、第四十四条の三第一項及び第二項並びに第四十四条の五の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則 抄

（施行期日）

この政令は、公布の日から起算して四日を経過した日から施行する。

1 （この政令の失効）
この政令は、第二条第二項に規定する期間の末日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用及びその時までに第三条において準用する法第五十七条（第五号及び第六号を除く。）若しくは第五十八条（第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）の規定により支弁する費用、第三条において準用する法第五十九条若しくは第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金又は第三条において準用する法第六十三条の規定により徴収することができる実費については、この政令は、その後も、なおその効力を有する。

附 則（令和二年一月三一日政令第二二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年二月一三日政令第三〇号）

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

附 則（令和二年三月二六日政令第六〇号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（令和二年一〇月一四日政令第三一〇号）

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の日前に行われた措置に係る新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十八条（第十号及び第十二号に係る部分に限る。）の規定により支弁する費用及び同令第三条において準用する同法第六十一条第二項の規定により負担する負担金については、なお従前の例による。

3 この政令による改正前の新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（以下「旧令」という。）第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する事務の施行の日前に行われた措置に係る新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十八条（第十号及び第十二号に係る部分に限る。）の規定により支弁する費用及び同令第三条において準用する同法第六十一条第二項の規定により負担する負担金については、なお従前の例による。

法律第十九条又は第二十条の規定による入院に係る同法第七十三条第二項及び第三項の規定の適用については、旧令の規定は、なおその効力を有する。
附 則（令和三年一月七日政令第四号）
この政令は、公布の日から施行する。